

全高長 第 72 号  
平成29年 2月 7日

内閣府知的財産戦略本部

本 部 長 様

全国高等学校長協会  
会 長 宮 本 久 也  
(公印省略)

「知的財産推進計画2017」の策定に向けた意見

「知的財産推進計画2017」の策定に関して、下記のように意見を述べます。

記

私ども全国の高等学校教育に携わる者は、直接子供たちに接する立場として、今後の国家を支える力を子供たちに育成する責務を負っていると考えている。また、昨今では学習指導要領の改定や高大接続改革の推進等、高等学校教育の改善に関する動きも活発に成されており、このような中で、知財創造教育の推進は重要なことであると捉えている。

現在開催されている知財創造教育推進コンソーシアムの方向性としては、企業等の知財に関するノウハウを学校教育に活かす方策を検討するという面が強いように感じられる。学校教育の中で外部講師の招聘等の取り組みは有効であると考えるが、知的財産教育を大局的な面で捉え、将来に亘ってより充実したものとするためには、小学校・中学校・高等学校の各学校段階における各教科等のどの部分に、どの程度、いつ頃、これを組み込むのかという、教育課程の中における位置づけのためのプログラムを開発することが必要であると考えます。

このようなプログラムの開発には、企業の側から提供することが可能である事柄の提示がなされ、それを受け止める形で、学校側から生徒への指導場面でそのことの活用が可能な教科・科目及び活用可能な時期を提示する等、両者が緊密に連携できる協議の場の設定が必要であると考えます。また活用方策を策定する上で、教科・科目等を独立して考えるのではなく、各学校の教育課程全体の中で、提供された内容をバランス良くかつ教員の加重負担とならないような配慮を加えながら、どのように位置付け、推進していくのかという議論も必要である。